

議案第2号

富津市図書整備基金条例の制定について

富津市図書整備基金条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月1日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

寄附金を財源として、図書施設の資料の購入及び設備の整備に要する経費に充てる基金を設置するため、条例を制定するものである。

富津市図書整備基金条例

(設置)

第1条 図書施設の資料の購入及び設備の整備に要する経費に充てるため、富津市図書整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、寄附金及び一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、図書施設の資料の購入及び設備の整備の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。